

## ○和歌山県町村会 自治功労者推薦要綱

和歌山県町村会は、この要綱に定めるところにより定期総会において実施する自治功労者表彰は次の基準に該当し、かつ功労のあった者を表彰する。

### 1. 表彰基準

(1) 町村長 5年以上在職した者

(2) 副町村長、町村の教育長並びに町村のみをもって組織された一部事務組合・広域連合の副管理者（町村長を除く）及びこれに準ずる者

(イ) 副町村長として6年以上在職した者

(ロ) 教育長として7年以上在職した者

(注) 1 副町村長の在職期間の算出については、助役の在職期間を通算する。

(3) 町村及び町村のみをもって組織された一部事務組合・広域連合の常勤の職員

(イ) 病院、診療所の医師（獣医師は次のロの職員とみなす。）として10年以上在職した者（基準日に10年となる者を含む）

(ロ) 上記イ以外の職員（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条の教職員及び消防組織法第11条第1項の消防職員を除く。）として25年以上在職した者（基準日に25年となる者を含む）

(注) 1 町村の職員が都道府県・市を含む一部事務組合・広域連合等へ派遣（出向）している場合は、該当町村から推薦するものとする。

2 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条の教職員は表彰の対象とならないが、同法の適用以外の教職員については、表彰の対象とする。

3 消防組織法第11条第1項の消防職員は、表彰の対象とならないが、在職期間計算の基準日現在一般職員で過去に同法の消防職員の在職期間がある場合は、消防職員の期間も表彰の対象期間とする。

なお、消防職員として、派遣（出向）している場合には、派遣元の町村が推薦できるものとする。

- (4) 系統町村会の事務局長及び常勤の職員
  - (イ) 事務局長として15年以上在職した者
  - (ロ) 系統町村会の職員として25年以上在職した者

## 2. 団体間の通算

町村及び都道府県・市町村で組織された一部事務組合・広域連合並びに系統町村会の職員期間は相互に通算する。

ただし、都道府県・市町村で組織された一部事務組合・広域連合においては、町村職員として採用された者とする。

## 3. 再度表彰の制限

過去に本会の自治功労者表彰を受けた者は、再度表彰を行わない。

## 4. 在職期間の計算

- (1) 在職期間は毎年4月1日をもって計算の基準とする。
- (2) 在職期間は日を単位として計算することとし、通算在職期間に1月未満の端日数を生じたときはこれを1月とする。
- (3) 在職期間には、休職期間及び育児休業期間を含めないものとする。ただし、公務傷病による休職期間はこの限りではない。
- (4) 常勤職員と同様の勤務形態であった臨時職員期間は、在職期間に含めるものとする。

## 5. その他

- (1) 退職した者が退職時に1の表彰基準に該当する場合は表彰することができる。この場合、「以上在職した者」を「在職した者」と読み替えて適用する。
- (2) 合併により市となった町村については、合併日前日現在で、表彰基準に該当する者を表彰する。